

職員の懲戒処分を行いました

児童ポルノ製造を行った職員の懲戒処分を行いました。

1 処分日

令和8年(2026年)2月6日(金)

2 被処分者・処分内容等

所属部局等	処分内容	処 分 理 由
企業局 現地機関 主事 25歳 男性	懲戒免職	令和6年8月29日、18歳に満たない児童に対し、同児童が18歳に満たないことを知りながら、児童ポルノを製造した。 また、同9月3日にも、同児童と性交し、児童ポルノを製造した。 これらの行為により、令和8年1月23日、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反により、東京地方裁判所から罰金50万円の判決を受けた。

(問合せ先)

担当 経営推進課 小林、篠原
電話 026-235-7371 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 3911
FAX 026-235-7388
E-mail kigyo@pref.nagano.lg.jp